

育児休業等取得者申出書
(新規・延長)/終了届
の書き方について

ブリヂストン健康保険組合

2023年4月

「育児休業等取得者申出書(新規・延長)/終了届」の書き方が
事業所により異なっている状況のため、
日本年金機構のガイドラインに沿ってご記入いただくよう、
改めて記入方法の連絡をいたします。

今後、ご提出いただく際はご協力の程よろしく申し上げます。

新規申出・延長・終了のそれぞれ記入する欄の解説

- ① 1歳に満たない子を養育するための育児休業
⇒ 1歳未満の子を養育するための育児休業
- ② 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するための育児休業
⇒ 保育所待機等の特別な事情がある場合の1歳から1歳6か月に達するまでの育児休業
- ③ 1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するための育児休業
⇒ 保育所待機等の特別な事情がある場合の1歳6か月から2歳に達するまでの育児休業
- ④ 1歳(上記②の場合は1歳6ヶ月、上記③の場合は2歳)から3歳に達するまでの子を養育するための育児休業の制度に準ずる措置による休業



※延長：保育所待機等の特別な事情がある場合

- 【新規申出欄】** ① …… 育児休業等取得者申出書の⑩と⑪に記入
- 【A.延長欄】** ②、③、④ …… 育児休業等取得者申出書の⑯に記入
- 【B.終了欄】** 提出書類に記載した終了予定日より早く育児休業等を終了した場合、及び育児休業等取得時に資格喪失(退職等)した場合に記入

延長の場合

- ・『共通記載欄』には最初に育児休業等の申出を提出された際に記入した内容をそのまま記入
※共通記載欄は、**最初の提出から終了までずっと同じ**です…⑩,⑪欄も変更しないでください
- ・⑩育児休業等終了(予定)年月日(変更後)『A.延長』に変更後の終了予定年月日を記入
※取得区分ごと(1歳(パパママ育休プラス該当の場合は1歳2か月),1歳6か月,2歳,3歳に達する日以前の日付)
- ・⑪育児休業等終了(予定)年月日(変更後)『A.延長』に記入した年月日に引き続き
育児休業等を取得する都度変更後の終了予定年月日を記入

同月内複数回に分けて取得する場合

- ・『C.育休等取得内訳』欄にご記入ください

育児休業中の退職の場合

- ・育児休業中の退職の場合は、必ず、被保険者資格喪失届と一緒に育児休業終了届も一緒にご提出ください

「育児休業等取得者申出書」

届記入例

欄 (新規申出)	子の氏名	年金		太郎	生年月日	9.令和	0	4	0	8	1	7				
	⑧ 区分	① 実子 2. その他 ※「2.その他」の場合は、⑨養育開始年月日(実子以外)も記入してください。			⑨ 養育開始年月日(実子以外)	9.令和										
	⑩ 育児休業等開始年月日	9.令和	0	4	1	0	1	3	⑪ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和	0	5	0	8	1	6
	⑫ 育児休業等取得日数	⑬ 就業予定日数		⑭ パパママ育休プラス該当区分		⑮										

養子である子の養育開始日を記入してください。

パパママ育休プラスに該当する場合は、チェック(☑)をしてください。

終了予定日を延長する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

A. 延長

⑯ 育児休業等終了(予定)年月日(変更後)	9.令				
-----------------------	-----	--	--	--	--

育児休業等開始日が、育児休業等終了(予定)日の翌日と同月の場合は、育児休業等取得日数と就業予定日数を記入してください。 ※同月内に、複数回の育児休業等を取得した場合は、同月内の日数の合計を記入して下さい。

被保険者が養育のために休業する期間を記入してください。 ※被保険者が女性であり、かつ「⑧養育する子の区分」が「1. 実子」である場合、最も早い始期は、原則として子の生年月日の翌日から起算して57日目になります。(56日目までは産後休業のため、育児休業期間には当たりません。) ※同月内に、複数回の育児休業等を取得した場合は、同月内の育児休業等の中で、最初の開始日と最後の終了(予定)日を記入してください。

予定より早く育児休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

B. 終了

次のいずれかを○で囲んでください。

⑰ 1. 実子	○	・ 養育する子が被保険者の実子である場合	日
2. その他		・ 養育する子が被保険者の養子である場合	

※「⑯育児休業等終了年月日」
⑰変更後の育児休業等取得日数を記入してください。

「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が同月内、かつ複数回育児休業等を取得する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

C. 育休等取得内訳	1	⑲ 育児休業等開始年月日	9.令和				⑳ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和				㉑ 育児休業等取得日数	㉒ 就業予定日数
	2	㉓ 育児休業等開始年月日	9.令和				㉔ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和				㉕ 育児休業等取得日数	㉖ 就業予定日数
	3	㉗ 育児休業等開始年月日	9.令和				㉘ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和				㉙ 育児休業等取得日数	㉚ 就業予定日数
	4	㉛ 育児休業等開始年月日	9.令和				㉜ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和				㉝ 育児休業等取得日数	㉞ 就業予定日数

同月内に、複数回の育児休業等を取得した場合に、それぞれの育児休業等の開始日・終了日・育児休業等取得日数・就業予定日数を1～4に記入してください。

最後に

育児休業は、原則、子どもが1歳になるまでを期限としていますが、保育所が見つからなかった場合などにおいて延長が認められています。

延長をすることになった場合、その都度、「**育児休業等取得者申出書**」の提出が必要になるため、申請忘れに注意しましょう。

反対に、申請していた期間よりも早く復帰することになった場合や育休中に退職になった場合は、「**育児休業取得者終了届**」の提出が必要です。

「**育児休業等取得者申出書**」の手続きは保険料にかかわるものですので、忘れずに行いましょう。